

道路施設等管理委託業務 入札参加資格申請に関する手続きについて

1 対象となる業務

県が管理する施設にかかる以下ア～エの業務で入札を実施する場合には参加するための資格となります。また、随意契約を行う場合においても、原則として本入札参加資格を有する者と契約します。

ア. 除雪業務（借上除雪）

自社保有の機械又はリース契約により保有している機械を自ら運転し除雪を行う。

イ. 除雪業務（貸与除雪）

県から貸与された機械を運転し除雪を行う。

ウ. 路面清掃業務

県の保有する機械を運転し路面清掃を行う。

エ. 消融雪施設保守点検業務

消融雪施設及び融雪施設の保守点検業務を行う。

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる(1)から(7)までの要件をすべて満たす方を認定します。

(1) 上記1のア～エの業務を行う場合、それぞれの条件を満たすこと。

ア. 借上除雪

(ア) 以下の表に掲載されているいずれかの除雪機械を保有（リース契約の場合、リース期間の末日が令和6年3月31日以降で、中途の解約が禁止されているものに限る。）していること。

(イ) 保有している(ア)の除雪機械を操作することができる免許等を取得している常勤職員を県内の営業所に備えていること。

種別	処理能力等
除雪トラック	除雪が可能な装置（プラウ）を装備しているもので4トン級以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、5トン級以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリーホイール型のもので、定格出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、5トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、定格出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、定格出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

イ. 貸与除雪

アの表に掲載されているいずれかの除雪機械（トラクタショベルを除く。）を操作することができる免許等を取得している常勤職員を県内の営業所に備えていること。

ウ. 路面清掃業務

(ア) 申請日前5年以内に、県内において以下のいずれかの業務等の実績を有すること。

- ・路面清掃車を使用した路面清掃業務
- ・路面切削を伴う舗装工事

(イ) 以下の表に掲載されている路面清掃機械を操作することができる免許等を有する常勤の職員を県内の営業所に2名以上備えていること。

種別	処理能力等
路面清掃車	真空式又はブラシ式のもので、最大積載量が4トン級のもの
散水車	タンク容量が6,500リットル級以上のもの

エ. 消融雪施設保守点検業務

(ア) 申請日前5年以内に、県内において以下のいずれかの業務等の実績を有すること。

- ・国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務
- ・国道若しくは県道に設置された消融雪施設の新設工事又は修繕工事
- ・国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事又は修繕工事

(イ) 土木一式工事業にかかると建設業の許可を受けていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 申請書等の提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県の県税に未納がないこと。

(7) 労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出に係る注意事項

①提出部数

各1部（控えが必要な場合は、副本および返信用の封筒を同封すること。）

②提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部県土総務課入札制度担当（県庁5階）

③提出方法

郵送もしくは持参

④受付期間

令和4年1月11日（火）～令和6年2月18日（金）（閉庁日を除く。）

各日の午前9時から午後5時まで

（受付最終日は、午後5時までに到着したものに限り受け付けます。）

※ただし、令和4年度初回発注分にかかる指名競争入札に参加しようとする場合は、以下の期日までに提出すること。

- ・路面清掃業務 令和4年2月18日（金）午後5時まで
- ・消融雪施設保守点検業務 令和4年4月22日（金）午後5時まで
- ・除雪業務 令和4年7月1日（金）午後5時まで

（注意）業務によって当初認定の時期が異なります。（本紙P.4参照）

まとめて申請いただく必要はありませんので、申請準備ができた業務から申請書をご提出ください。

(2) 提出書類

申請書類	添付書類・備考
ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）	借上除雪を希望される場合、貸与除雪も登録されることをおすすめます。
イ 職員調書（様式第2号） 除雪、路面清掃業務希望のみ提出	【添付書類】 職員調書に記載の職員について、以下の証明書類を添付してください

	<p>い。</p> <p>○機械操作に必要な運転免許証等の写し</p> <p>○常勤性を確認できる書類（a又はbのいずれか）</p> <p>a) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書又は健康保険被保険者証</p> <p>b) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証（a又はbがない場合は、cでも可）</p> <p>c) 給与台帳、源泉徴収簿、賃金台帳（出勤簿を含む。）</p>
<p>ウ 除雪機械調書（様式第3号）及び除雪機械内訳書（様式第3号の2）</p> <p>借上除雪希望のみ提出</p>	<p>【添付書類】</p> <p>○調書に記載してある除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し</p> <p>○自動車検査証を有する機械にあつては、自動車検査証の写し（除雪機械をリース契約により使用して委託業務を行う場合は、リース契約書の写し）</p>
<p>エ 誓約書（様式第4号）</p> <p>借上除雪希望のみ提出</p>	<p>※車検満了日が令和6年3月31日までに到来する場合のみ</p>
<p>オ 業務等実績調書（様式第5号）</p> <p>路面清掃、消融雪施設保守点検業務希望のみ提出</p>	<p>【添付書類】</p> <p>○記載業務に係る契約書及び仕様書等の写し</p>
<p>カ 役員等名簿（様式第6号）</p>	
<p>キ 建設業許可の通知書 *写し</p> <p>消融雪施設保守点検業務希望のみ提出</p>	<p>※業種が土木一式工事業にかかるもの</p> <p>※許可証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写しでも可。</p>
<p>ク 貸借対照表及び損益計算書</p>	<p>※入札参加資格の申請の日の属する事業年度の前事業年度におけるもの（申請日において直前決算から4ヶ月経過していない場合、前々事業年度のものでも可。）</p>
<p>ケ 国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書</p> <p>ケー1) 法人 法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3）</p> <p>個人 所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第9号書式その3の2）</p> <p>ケー2) 鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>※入札参加資格の申請前3月以内に交付されたものに限る。</p> <p>※写しでも可。</p> <p>注意</p> <p>県税の納税証明書の添付の省略は、以下の期日までに申請する場合のみ可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面清掃 令和4年2月18日（金） ・消融雪施設保守点検 令和4年4月22日（金） ・除雪業務 令和4年7月1日（金） <p>また省略した場合、申請時点で未納税額がなくても、県土総務課から各県税事務所に確認した時点で未納税額があった場合は、入札参加資格が認定されないので十分注意してください。</p>
<p>コ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書*1</p>	<p>※入札参加資格申請を行う日の属する月又は前月に交付されたものに限る。</p> <p>※写しでも可。</p>
<p>サ 商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書</p>	<p>※入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。</p> <p>※写しでも可。</p> <p>※個人業者は住民票の写しを提出すること。</p>

シ 県外に本店を有するものであって入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状	※様式は自由 ※権限が年間を通じて委任されていること。(年間を通じて委任する場合に限る。)
--	--

*1【県内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

《連絡先》

電話：0857-29-1702 ファクシミリ：0857-22-3663

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知します。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日まで。

ただし、入札参加資格を付与された者が、入札参加資格要件のいずれかに該当しないことになった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日まで。

なお、入札参加資格は以下の日程で認定予定です。

	業務	受付期間	認定時期（予定）
(1)	路面清掃業務	令和4年2月18日（金）まで	令和4年3月中
(2)	消融雪施設保守点検	令和4年4月22日（金）まで	令和4年5月中
(3)	除雪	令和4年7月1日（金）まで	令和4年8月中
(4)	(1)～(3)の認定以降のすべての業務	令和6年2月16日（金）まで	随時 ※申請から認定までは2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

6 その他

随意契約を行う場合においても、原則として本入札参加資格を有する者と契約します。

7 申請内容に変更を生じた場合

様式第7号を表紙として、変更箇所を修正した申請様式（様式第1～6号のうち該当するもののみ）及びその変更に係る添付書類を提出してください。

変更事由（例）	提出様式 （様式第7号に加えて必要な様式）	添付書類
(1)職員の追加があった場合	・様式第2号	○追加する職員が常勤の社員であることの確認ができる書類（雇用保険被保険者証、健康保険被保険者証の本人欄の写し等） ○機械操作にかかる運転免許証等の写し

(2)借上除雪機械の追加があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号 ・様式第3号の2 ・様式第4号（令和6年3月31日までに車検満了日が到来する場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○変更する除雪機械の売買契約書及び固定資産台帳の写し（リース契約の場合は、リース契約書の写し） ○自動車検査証を有する機械にあつては、自動車検査証の写し
(3)継続検査（車検）を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号の2 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに交付された自動車検査証の写し

※注意

業務区分を追加する場合は、再度申請をしていただく必要があります。

